大門交番

福山東警察署　084－927－0110

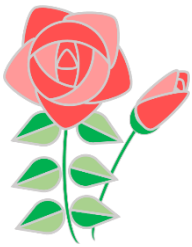

「70才以上の高齢ドライバーの方、ご家族の方へ」

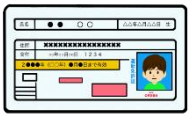

70才以上の方の**運転免許証等の更新**は、事前に高齢者講習等を自動車学校等で受けておく必要がありますが、例年、学生が夏休みとなる時期は、**高齢者講習・認知機能検査・運転技能検査の予約**が大変取りにくくなります。

通知書がお手元に届いたら、早めに自動車学校等に予約の電話をするようにしてください。

※認定教育・検査を実施している自動車学校等では、手数料が異なる場合がありますので、各自動車学校等へお問い合わせください。

「検査・講習通知書」や**「講習通知書」**

が届いたら**すぐに予約**してください！！

◀通知書の例

自転車の安全利用の促進

【令和６年11月に施行された交通ルール】

①　ながらスマホ・酒気帯び運転の禁止

○　自転車運転中のながらスマホ、自転車の酒気帯び運転に対して新たに罰則が整備されました。

②　自転車の傘差し運転等の禁止

○　物を持つ運転はハンドル等の正確な操作に支障があり、安定を失うおそれがあることから禁止されており、罰則の対象となっています。

○　傘スタンドを用いた運転は危険であり、視野の妨げや安定を失うおそれのある場合は罰則の対象となります。合羽を着用するなど、できるだけ安全な方法で自転車を運転してください。